

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-115
処分の種類	貸付金の目的外使用、条件違反の場合の徴収			
根拠法令条例等・条項	都市開発資金の貸付けに関する法律 第2条第7項			
処分の概要	同法第1条第3項又は第4項の貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときは、知事は当該者から加算金を徴収することができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 都市開発資金の貸付に関する法律施行令第26条</p> <p>法第1条第6項の政令で定める費用の範囲は、都市再生特別措置法第119条第3号に規定する事業に要する費用の2分の1とする。</p>			
基準の制定根拠	—			